

2013年2月吉日

会 員 各 位

社団法人 日本建築家協会
会 長 芦 原 太 郎

拝啓 余寒の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

近年、権利義務意識の高揚とともに、専門職業人に対しても業務上の瑕疵に基づく損害賠償を請求するケースが年々増加してまいりました。我々建築家は常に設計瑕疵を生ずることのないよう最善の注意を払うことは当然ながら、心ならずも設計瑕疵を生じ損害賠償を負う可能性も否定できません。そうした場合に依頼者に対して道義的にも経済的にも常に責任を負える態勢を整えることは、専門職業人の基本的条件であると考えます。

J I A建築家賠償責任保険は、本会が職能団体として発足して以来、会員が共同してその経済的な責任の一端を担う制度であり、創立以来40年あまり経過いたしました。その間多くの会員にご利用をいただきながら、時代に適応するように制度改定を重ねてまいりました。

本年度は新たに「建築基準法等未達オプション」を導入しており、2010年4月に導入の「構造基準未達オプション」以上に大きな改定となっています。建築基準法第20条の構造基準未達のみならず、建築基準法および建築基準関係規定に対する基準未達の場合にも補償が可能となります。従来のケンバイの枠組みを大きく変える内容であり、皆さんの職能を守ることができると考えています。

皆様のご意見ご要望を伺いながら、さらに有効な保険制度になりますよう検討してまいりますので、加入継続および新規ご加入を検討いただきますようご案内申し上げます。

敬 具